

第一問

第1 甲の罪状

(本件クレジットカードを~~不正に~~利用して)

1 甲の月曜時計XとYの~~買入~~を申し込んだ~~取引~~に、詐欺罪(刑法以下省略。)240条(項)が成立しないか。 是非最初を書くと見やすい。

(1) まず、上記行為が「欺」く行為に当たるか。「欺」く行為とは、相手方が真実を知れば~~取引~~行為をしな~~い~~ような重大な事項を(偽ることをいう。これを本件についてみると、本件クレジットカードの所有者であるB信販会社の規約には、会員である名義人のみが利用でき、他人への貸渡、貸与等が禁じられていることや、加盟店は、利用者が会員本人であることを善良な管理上の注意義務をもって確認する定められている。また、クレジットカード制度は、クレジットカードの名義人の利用を基^にとして成り立つ。したがって、~~Cは~~甲が本件クレジットカードの名義人たるA本人ではないと知っていたとしても、月曜時計XとYを売却という~~取引~~行為を行わ~~ない~~といえる。したがって、甲が本件クレジットカードの名義人たるA本人であることは重大な事項であり、この点を偽りとして上記行為は「欺」く行為に当た^る。 「利益」といって着目する

(2) 次に、上記行為によって、Cは、甲がA本人であって、本件クレジットカードの正当な利用権限を有すると信じており、錯誤に陥っている。よって、Cは当該錯誤に基づき「財物」たる月曜時計XとYを売却~~した~~。また、甲に「交付」して~~いる~~あり、甲に月曜時計が物転している。また、時計店の店主たるCは、本件において、B信販会社規約上の善良な^{他者}注意義務違反により、B信販会社から立退金を受けなければならない~~はず~~である。したがって、当該危険を負わず月曜時計XとYを売却する^{という経済目的が達成されるので、財産上の損害が認められ}

(カ) 又、印の上記手紙に「詐其欠罪内」成立す。

(1) まず、甲はA本人ではないのにAと記入して手渡しているから、他人をして偽造文書を真正な文書と誤信せよとする目的たる「4行使の目的等」がある。

(5) 次に、「偽造」とは、名義人と作成者の人格の同一性を保つて二
 とをいうところ、~~本件における~~ 本件における名義人はA、作成者は甲で
あるから、人格の同一性を保っている。（「偽造」で「偽造」^{とは?}という。）

(4) ~~また、主能事件~~ には、甲は本件売上票用紙を真正文書としてCに提示し、使っているから、「行使した」といえる。

3. 甲が本件クレジットカードを利用して月曜夜時計XとYを購入し、行為に横領罪(262条1項)が成立した。甲が、当該行為には背任罪(247条)

の成立を考察するが、横領罪と背任罪は法条競合の関係にあるので、重
い横領罪の成否から検討する。

(1) まず、「自己の占有する」とは、委託の目的関係に基づく占有をいい、横領
罪におけるは処分可能性としての占有が重要であるから、これにいう「占有」とは、
物に対する事実上の支配力を有する状態をいう。これを本件に
ついても、甲は委託人Aから本件クレジットカードを借りており、Aとの委託関係
は関係に基づいて本件クレジットカードを占有しているといえる。したがって、「自己の
占有する」に当たる。また、本件クレジットの所有者はB信販会社であり、利用
権限を有するのはAであるから、「他人の物」に当たる。

(2) 次に、「横領」とは、不法領得の意思の発現行為をいい、横領
罪における不法領得の意思とは、委託の任務に背いて不届限かついかに
所有者が認めない処分をする意思をいう。これを本件についてみると、
Aは本件クレジットカードを月定時計Xを現金入するためだけに利用することを条件に
甲に貸している。したがって、月定時計Yを現金入する行為は、委託の任務に
背くといえる。また、本件クレジットの所有者たるB信販会社の規約に
よって、委託人は外の者が本件クレジットを利用することは禁じられているの
で、上記現金入行為は、権限かついかに所有者が認めない処分をする意思の発現行為
に当たる。よって、「横領」といえる。

(3) 手続的には、甲は上記行為時に、本件クレジットを月定時計Xを
現金入する目的で利用するというAとの約束に反すること、及び、今後、Aに
合計60万円を支拂うことができる事実（見込）が存在することを認められ
る。総じていって、詐欺（38条1項）を認められる。

(4) For, $\frac{1}{2} \times 22 \times 10^3 = 110000$ 元

4. 甲の乙と共に、^(A)前を歩いていた乙が、Aを押さえた可いけに、^(B)乙は、傷害罪(

204号) 100% 炭素 (100%)

204号)の版をいじりたが、
(4)同版の版をいじりたが、
204号)の版をいじりたが、

(1) すると、甲はAからの返答がわかるまで乙に對して、「一先着にAを止めろ」

「一番最初にAを押す人が。」と書い、これに次いで乙は「7pか7=。」と示している。

~~結論~~ から、双線が求められる。よして、甲及び乙は、当該双線に

基³が A に押し当たっている限り、 A を押し上げている。また、乙の右で A

の負担を軽減した行為も、Aから受けるのを防ぐためという当該英商に

差が124行わたったものを124といふ。

(2) これは、乙の段打行為による。Aは失神しており、人の生理的自衛本能

に障害を及ぼしているから「被害」したといえる。また、被害者同士の

よって、上記行為が同一被害罪の共同正犯の構成要件に該当する。

(3) および、上記行為は、Aが向蹙られたのせいでFにめづらけられているから、^{K=3}

正当防衛(36条1項)が成立し、違法性が阻却されない。

ア まず、Aは甲の顔面を殴るとして、右手の拳骨を甲の顔面に向けて突く

出している。そして、1本当「ニリヤチ甲」を1つに付けたものを、Aは身体本をよじらで

[illegible]

と大声で罵り、更に椅子にめり込みをよじり上り、^{カウチに}~~セーカ~~このニヤニヤする

5. Aは甲に欠け~~て~~をすり抜けて甲を蹴ってやろうという。甲の

~~生命~~ 身体に対する被害の意識が非常に強い状態であったといえる。

おそれながら、甲の身体という法益に対する侵害の危険が切迫していたと

先、「死に止むの被害」が ~~死に止む~~ 認められる。

① 大企業は、自社の利益と「自己防衛」の利益を別々とするため、

(第 一 問)

まず、上記行為が行われるは、Aの被害行為から甲の身を守る目的で行う行為に必要から、必要性は認められる。

エ、正当防衛は成立せず、違法性は阻却されず。

5 甲の~~名義~~ Aの財布を持ち去った行為に窃盗罪(235条)が成立しているから。

5

第一問

(2) 次に、「窃取」し「と」いえるか。「窃取」とは、占有者の意思に反して、財物を自己又は第三者の占有に移すことをいうところ、矢張りしているAに占有が認められるか。占有の有無の判断基準が問題となる。

この点、占有とは、財物に対する事実上の支配をいい、占有の意思と占有の事実を総合して判断すべきである。

これを本件についてみると、Aの財布はAのスボンのポケット内に入っていることから、客観的にAが当該財布を支配しているといえ、占有の事実が認められる。また、Aは矢張りしているものの、当該財布の占有を積極的に放棄する意思はうかがえずに、占有の意思も認められる。したがって、財布に対するAの占有が認められる。

よって、^(中)Aの意思に反してAの財布を上着ポケットにしまい、自己の占有に納めているから、「窃取」し「と」いえる。

(3) もっとも、甲はAが死んでしまったことを信じているので、窃盗罪の故意が認められないのではないかと。

もっとも、死者には占有の事実も意思も認められていないため、死者の占有は認められない。しかし、死者の生前の占有は、③死んでから殺人との関係では、①死後と即時同時、場所的近接性が認められる限り、なお刑法上の占有に属するといえるので、かかる場合には、死者の生前の占有に対する侵害が認められる。そこで、③①についての認識を有している、死んでしまったことを信じていても、なお窃盗罪の故意が認められると考える。

これを本件についてみると、甲は自分達がAを死んでさせた犯人であることを認識し、また、Aの死とAの財布を持ち去る行為との間に

（第1問）

基いて、甲はAの財布を「窃取」しているから、^{窃盗罪の}共謀に基づく実行行為を認められる。

(2) そもそも、第1で述べたとおり、窃盗罪においては「不法領得の意思」が必要であるところ、乙にはAの財布を「盗む」の意思しか生じない。したがって、乙には「不法領得の意思」が認められないから、^{窃盗罪は成}立しない。

(3) さらに、Aの財布を持ち去る行為は、Aの財布の「占有」を侵害する行為として、「持去り」に当たる。また、乙には「持去り」の故意・故意内容があり、器物損壊罪の成立要件が認められる。そして、窃盗罪と器物損壊罪は「財物」という「同一の法益」を侵害する罪であり、その違いは「不法領得の意思の有無」のみである。したがって、^{140.12}「軽い器物損壊罪の限度で実質的に同一の構成要件」の重なり合いが認められるから、上記行為には器物損壊罪の共同正犯(110条・241条)が成立する。

よって、乙の行為には、①窃盗罪の共同正犯、②器物損壊罪の共同正犯が成立し、これらは併合罪とみる。乙はかかる罪責を負う。

以上